

施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立富士森高等学校長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間中における個人単位での出入りについては、必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
- 2 使用日の前日までに、必ず、光熱水費負担金を金融機関において納付してください。
- 3 学校施設の使用に関わる光熱水費負担金は、原則事前納入です。都合により使用の取消しを行わなければならない場合は、納入期日（使用日の前日）の前日までに御連絡ください。使用日を過ぎた場合は、使用の事実が無くても、光熱水費負担金を御負担頂くことになります。
- 4 天候に左右される可能性のある屋外施設の光熱水費負担金については、天候により使用ができなかった場合は、速やかに運営委員会に申し出て、使用取消しの承認を取ってください。運営委員会の承認がない場合は、光熱水費を御負担いただくことになります。
- 5 事前に納入いただいた光熱水費負担金は、原則お返しいたしません。事前に納入いただいた光熱水費負担金を他の開放日の光熱水費負担金として充てることもできません。
- 6 学校施設使用当日、使用団体責任者は領収書（使用票）又はオンライン決済した取引履歴等、施設使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 7 1回の使用時間は、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 8 自動車、バイク、自転車での来校を御希望の場合、事前に御相談ください。台数を制限させていただく可能性がございます。
- 9 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 10 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 11 学校の道具（ボール、バット等）は原則使用禁止です。必要な道具は持参してください。支柱に据え付けられているテニスネットは使用可能です。
- 12 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 13 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 14 登録団体構成員は障害保険に加入してください。（学校側から保険会社の御案内はしません）
施設使用時に近隣住民が被害を被った場合の補償及び対応について、学校は関知いたしません。
- 15 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 16 各施設使用の際は、学校で決められた靴を使用してください。
（【例】 テニスコート：テニスシューズ等 ）
- 17 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 18 使用後は、必ず清掃、整地等を行い、学校教育に支障のないよう現状回復してください。
- 19 敷地内は、禁煙です。また、食事も原則禁止です。ごみ・空き缶等は持ち帰ってください。
- 20 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常及び事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 21 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止、又は団体の登録を取り消すことがあります。